

[事案 2022-242] 遡及解約請求

・令和5年5月26日 和解成立

<事案の概要>

解約書類の不備案内を受け取っていないことを理由に、解約書類発送後に引き落とされた保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年1月に契約した終身医療保険について、令和4年4月に解約請求書を提出したが、解約書類に不備があったため手続が行われず、保険料の引き落としが4か月分継続されてしまった。しかし、保険会社から不備案内を受け取っていなかったため、解約書類発送後に引き落とされた保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

当社は、解約書類の不備解消案内を適切に申立人に送付しているが、個別事情に鑑み、申立人の請求を認諾することにより解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたため、和解契約書の締結をもって手続を終了した。